

金融ほっとライン相談等の受付状況 [平成24年度]

「金融ほっとライン相談事例集」を作成しました
～未公開株などの取引や投資被害回復等を名目とする勧誘には注意を！～

1. はじめに

北海道財務局では、平成24年4月より金融商品・サービス等に関し利用者からの質問・相談等に一元的に対応する「金融ほっとライン(以下「ほっとライン」という。)」を開設しています。また平成25年2月25日より「中小企業等金融円滑化相談窓口」を設けています。

今般、平成24年4月～25年3月期(以下「今年度」という。)の受付状況を取りまとめるとともに、「金融ほっとライン相談事例集」を作成しましたので、お知らせします。

2. 金融ほっとライン相談等の受付状況について

今年度は合計871件の相談等が寄せられました。期間別では、上期(平成24年4月～24年9月)474件、下期(平成24年10月～25年3月)397件となりました。

今年度の相談等の受付件数を業態別にみると、貸金業等に関するものが382件(44%)、銀行・信用金庫等に関するものが186件(21%)、生命保険・損害保険等に関するものが89件(10%)、金融商品取引業等に関するものが89件(10%)などとなっています。(図-1)

また、今年度の受付件数を類型別にみると、一般的な照会・質問が569件(65%)、取引・契約の結果に関する相談が91件(10%)、不適正な行為との申出が79件(9%)、行政に対する要望等が49件(6%)、金融機関の態勢・各種事務手続に関する相談が34件(4%)となっています。(図-2)

相談内容としては、金融商品取引業者の投資に係る信用性の照会や、悪質な業者による投資被害回復等を名目とする勧誘なども認められました。

図-1 業態別にみた受付件数

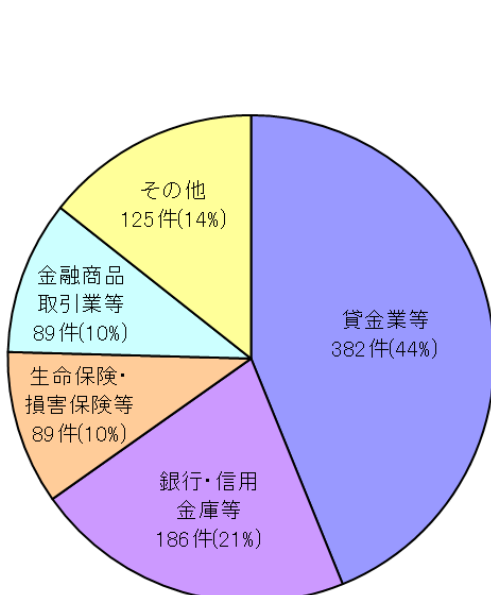
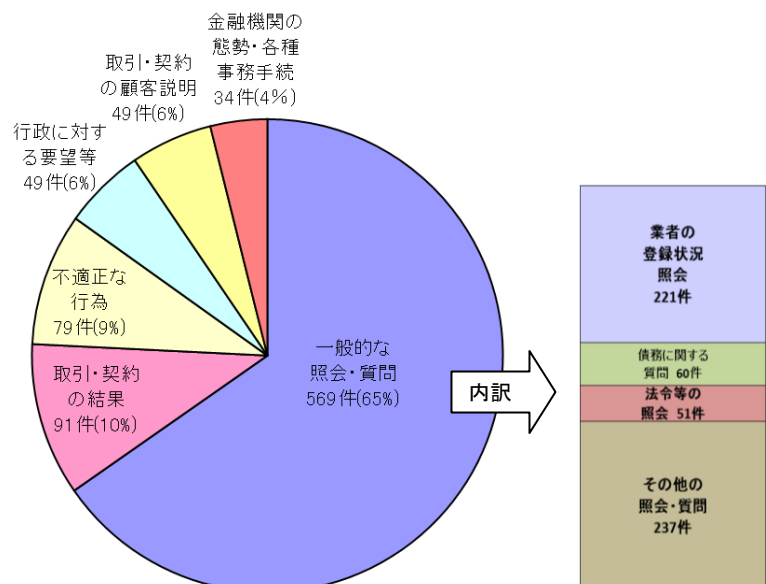


図-2 類型別にみた受付件数



3. 寄せられた相談等の具体例（詳しくは「相談事例集」をご参照下さい。）

【金融商品取引業者との取引について】

- ・ 息子がある会社でFX取引をしているが、同社は信用できる会社なのか。
- ・ 財務局に登録されているという会社から、ファンド投資を勧められているが信用できる商品か。

【ほっとラインからのアドバイス】

金融商品取引業は、金融商品取引法に基づく登録を受けた者でなければ行うことができないことになっています。

しかしながら、登録を受けていない者が「金融商品取引業者」として名乗り勧誘を行うことも想定されますので、契約する際は登録を受けた業者であるか確認することが大切です。

登録されているかどうかは、業者名、所在地、電話番号などをお教えいただければ、財務局の金融ほっとラインで確認します。また、財務局や金融庁のホームページでも登録の有無を確認できます。

登録業者であることをもって当該業者の信用性、商品の安全性を保証しているものではありません。投資を行う場合はその業者の信用力を判断し、具体的な説明を求め商品（取引内容）を十分確認することが重要です。

【投資被害回復等を名目とする勧誘について】

- ・ 未公開株を多数持っている高齢の親に、最近、国の損失返還制度ができたという勧誘電話がたくさんあるが、そのような制度ができたのか。
- ・ 過去に投資詐欺被害を受けたが、最近損害回復を引き受けるという業者からパンフレットが届き、電話で銀行の振込口座も指定されたが信用できるか。

【ほっとラインからのアドバイス】

過去に未公開株の購入で被害を受けた人に、「過去に購入した株を買い取って被害を回復してあげます」、「返還制度ができました」などと電話をかけ、その条件として、別の未公開株（社債）の購入や手数料の支払いを求めるケースが多くなっています。この場合、手数料等を振り込んで、買い取りは、まず実行されません。

過去の投資被害者名簿を悪用した「被害回復型詐欺」に酷似しているので、安易に信用せず、詐欺と思われるものは警察に相談してください。

【お願い】 北海道財務局では、不適切と思われる取引の金融機関口座の情報を受け付けし、該当金融機関及び警察に対し口座情報を提供していますので、ぜひ情報をお寄せください（匿名でも受け付けています）。

4. ほっとラインに寄せられた情報等の活用について

ほっとラインに寄せられた情報等については、金融機関等の検査・監督に活用させていただくとともに、場合に応じて警察当局等と連携し、金融被害の防止に努めています。

金融ほっとライン TEL 011-807-5145

受付時間 平日 9:00~12:00、13:00~17:00

金融ほっとラインでは、預金・融資、保険、貸金、投資商品など金融商品・サービスに関わるご質問・ご相談、ヤミ金、ヤミファンド、未公開株等の存在に関する情報を、電話・FAX・インターネット・郵便によりお受けしております。

また、不適切と思われる取引による預金口座の不正利用をなくすために、不正口座の情報提供もお受けしております。

本件に関するお問い合わせ先：

財務省北海道財務局 金融監督第三課 TEL011-709-2311 内線 4312